

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和2年4月17日

檀原市長 亀田 忠彦

1 公募型プロポーザル公告に付する事項

- (1) 委託業務名
檀原市新本庁舎建設基本・実施設計業務
- (2) 委託期間
契約締結日の翌日から令和3年12月17日（金）まで
- (3) 委託場所
檀原市 八木町 地内
- (4) 契約内容
「檀原市新本庁舎建設基本・実施設計業務 特記仕様書（案）」の通り
- (5) 業務の目的
本業務は、檀原市新本庁舎建設基本計画（修正版）に基づき、新本庁舎建設工事および新本庁舎建設事業の関連工事に必要な基本・実施設計図書を作成することを目的とする。

2 応募の要件

- (1) 本業務の応募に際しては、単体企業又は2～3者で構成される設計共同体の組成による応募とする。
- (2) 設計共同体の組成に関しては、設計共同体を構成する企業の出資比率最低限度を2者の場合においては30%以上、3者の場合においては20%以上とする。また、出資比率が最大の者を代表企業とすること。

3 参加資格

- 本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の要件を全て満たすものとする。なお、(1)～(5)については、参加表明書提出日を基準とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）に該当しないこと。
 - (2) 当該年度の檀原市入札参加資格者名簿の建築コンサル（建築一般）に登録していること。
 - (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - (4) 檀原市契約における暴力団排除に関する要綱（平成24年檀原市告示第175号）に基づく入札参加資格取消措置を受けていないこと。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成27年法律第172条）の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていない又は申し立てがなされていないこと。
- (6) 榎原市入札参加資格停止要綱（平成14年榎原市告示第208号）による資格停止措置又は資格留保を受けていないこと。（参加表明書提出期限日から契約締結日まで）
- (7) 設計共同体においては、代表企業が上記（1）～（6）の全て、代表企業以外の構成企業が（1）及び（3）～（6）を満たしていること。なお、代表企業以外の構成企業のうち、（2）の登録を受けていない者は「参加申請書等」（別添1）に記載された資料を提出すること。
- (8) 過去10年以内（平成22年4月1日から令和2年3月31日まで）に完了した、本業務と同種の業務（以下、「同種業務」という）又は本業務と類似の業務（以下、「類似業務」という）の実績を有していること。なお、本業務における、同種業務及び類似業務とは下記の通りとする。

《同種業務》

- ・国又は地方公共団体発注の延床面積5,000㎡以上の庁舎建設にかかる設計業務

《類似業務》

下記のいずれかとする。

- ・国又は地方公共団体発注の延床面積2,500㎡以上5,000㎡未満の庁舎建設にかかる設計業務。
- ・国、地方公共団体又は独立行政法人発注の延床面積5,000㎡以上の庁舎以外の建設にかかる設計業務。

※本業務における設計業務とは新築、改築又は増築工事にかかる基本設計又は実施設計業務とする。ただし、増築工事にかかる設計業務については、増築部分の延床面積を実績の対象とする。また、同一建築物の基本設計及び実施設計を分割で受注した場合はどちらか一方の実績とする。

※本業務における庁舎とは官公庁の執務室を有する施設、庁舎以外とは官公庁の執務室を有さない施設（学校、病院、文化施設、警察・消防庁舎等）とする。

※同種業務又は類似業務実績に、設計共同体としての実績を有する場合は、代表企業の実績のみ有効とする。

- (9) 設計共同体においては、上記（8）に関して代表企業の実績を提出すること。
- (10) 主たる分担業務分野（建築（総合））については再委託することはできない。
- (11) この業務を行う期間中、管理技術者、主任担当技術者（総合、電気設備、機械設備、構造、建築積算）を配置（各技術者の兼任は不可とする。）すること。

配置技術者については4. 配置技術者要件を満たすこと。

※本業務における主任担当技術者とは管理技術者の下で各担当業務分野における担当技術者を総括する役割を担う技術者とする。なお、担当業務分野の範囲は、下記の通りとする。

（総合）：平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第一号及び第二号（以下、「告

- 示第98号」という)「設計の種類」における「総合」
- (電気設備)：告示第98号「設計の種類」における「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
- (機械設備)：告示第98号「設計の種類」における「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの
- (構造)：告示第98号「設計の種類」における「構造」
- (建築積算)：建築のライフサイクル全般に渡るコストマネジメント業務

4 配置技術者要件

配置技術者については以下(1)～(3)の要件を全て満たすこと。

- (1) 管理技術者及び主任担当技術者(総合)は参加表明書提出者の事務所に所属し、かつ、参加表明書提出期限以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。その他の配置技術者は、提出者又は再委託先に所属し、かつ、参加表明書提出期限以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。また、設計共同体においては、管理技術者は代表企業から選定すること。
- (2) 管理技術者、主任担当技術者は以下のいずれかの資格を有すること。

管理技術者	一級建築士(昭和25年法律第202号)
主任担当技術者(総合)	一級建築士(昭和25年法律第202号)
主任担当技術者(電気設備)	設備設計一級建築士、建築設備士(昭和25年法律第202号)
主任担当技術者(機械設備)	設備設計一級建築士、建築設備士(昭和25年法律第202号)
主任担当技術者(構造)	構造設計一級建築士(昭和25年法律第202号)
主任担当技術者(建築積算)	建築コスト管理士、建築積算士(公益社団法人日本建築積算協会)

- (3) 管理技術者及び主任担当技術者(総合)は、過去10年以内(平成22年4月1日から令和2年3月31日まで)に完了した、3.参加資格(8)の同種業務又は類似業務実績を有すること。主任担当技術者(構造)は、過去10年以内(平成22年4月1日から令和2年3月31日まで)に完了した、延床面積5,000㎡以上の免震又は制震構造建築物の実施設計業務実績(建物用途、発注主は問わない)を有すること。

5 スケジュール

手 順	期限等
公告日	令和2年4月17日(金)
質問票の提出期限(参加表明)	令和2年4月24日(金)
質疑回答(参加表明)	令和2年4月28日(火)
参加表明書提出期限	令和2年5月12日(火)
提案資格確認結果通知	令和2年5月22日(金)
質問票の提出期限(企画提案書)	令和2年5月29日(金)
質疑回答(企画提案書)	令和2年6月5日(金)
提出意思確認書提出期限	令和2年6月12日(金)
企画提案書の提出期限	令和2年6月19日(金)

ヒアリング日程通知	令和2年6月26日（金）
ヒアリング実施日	令和2年7月 5日（日）
評価結果通知書送付	令和2年7月10日（金）
契約の締結、結果公表	令和2年7月下旬（予定）

6 公募型プロポーザル実施要領等の交付

(1) 交付期間

令和2年4月17日（金）から令和2年5月11日（月）まで

(2) 交付資料

- ① 橿原市新本庁舎建設基本・実施設計業務公募型プロポーザル実施要領
- ② 橿原市新本庁舎建設基本・実施設計業務 特記仕様書（案）
- ③ 橿原市建設工事に係る委託業務仕様書
- ④ 建築設計業務委託契約書（案）
- ⑤ 参加表明書 （様式第1号）
- ⑥ 設計共同体協定書 （様式第10号）
- ⑦ 業務実績調書 （様式第11号）
- ⑧ 業務実施体制 （様式第12号）
- ⑨ 配置予定技術者調書 （様式第13-1号、様式第13-2号、様式第13-3号）
- ⑩ 説明請求書 （様式第3号）
- ⑪ 質問票 （様式第14号）
- ⑫ 提出意思確認書 （様式第4号）
- ⑬ 企画提案書表紙 （様式第15号）
- ⑭ 参加申請書一式 （様式第A号～第H号）

※上記の交付資料は、下記 URL からダウンロードすること。

<URL> <https://www.city.kashihara.nara.jp/article?id=5c35249cf1a7f00f31b1f0a8>

7 参加表明に関する質問票の受付期間

令和2年4月17日（金）から令和2年4月24日（金）正午まで

※質問票は電子メールで提出することとし、持参や口頭による質問は受け付けない。

8 参加表明書の提出期間

令和2年5月7日（木）から令和2年5月12日（火）正午まで

※参加表明書の提出方法は、持参または郵送とすること。

なお、持参による場合の受付時間は、土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとし、郵送による場合は、簡易書留郵便とし令和2年5月11日（月）までに到着したものに限り。

9 企画提案に関する質問票の受付期間

令和2年5月25日（月）から令和2年5月29日（金）正午まで

※質問票は電子メールで提出することとし、持参や口頭による質問は受け付けない。

10 提出意思確認書の提出期間

令和2年6月8日（月）から令和2年6月12日（金）正午まで

※提出意思確認書の提出方法は、持参または郵送とすること。

なお、持参による場合の受付時間は、土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとし、郵送による場合は、簡易書留郵便とし令和2年6月11日（木）までに到着したものに限り。

11 企画提案書等の提出期間

令和2年6月15日（月）から令和2年6月19日（金）正午まで

※企画提案書の提出方法は、持参または郵送とすること。

なお、持参による場合の受付時間は、土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとし、郵送による場合は、簡易書留郵便とし令和2年6月18日（木）までに到着したものに限り。

12 契約の不締結

契約候補者の特定後、契約締結までの間に次のいずれかに該当する事由があると認められた場合、契約を締結しないものとする。

- (1) 契約候補者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所の代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められたとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
- (3) 契約候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約にあたって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 本市の入札参加資格停止措置及び入札参加者資格保留措置を受けたとき。

1 3 その他

詳細は、「橿原市新本庁舎建設基本・実施設計業務 公募型プロポーザル実施要領」によるものとします。

1 4 担当課

橿原市 企画部 プロジェクト推進局 庁舎整備課

〒634-8586

奈良県橿原市八木町1丁目1番18号

TEL : 0744-21-1107

FAX : 0744-20-1528

E-mail : chosha@city.kashihara.nara.jp